

平成29年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時:平成29年6月13日(火)

午後1時から午後2時まで

場所:県庁行政庁舎9階 第1会議室

1 開会

2 挨拶 (後藤環境生活部長)

3 議事

(1)会議の成立

16名の委員のうち13名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

出席委員

小金澤委員(会長), 西川委員(副会長), 熊谷委員(副会長), 氏家(幸)委員,
小野委員, 加藤委員, 大友委員, 丹野委員, 佐藤委員, 田澤委員, 氏家(直)委員
阿部委員, 鎌田委員

欠席委員

星委員, 高橋委員, 佐々木委員

(2)会議内容

〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。本日は、平成28年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)及びその評価について、皆さんに審議していただきます。

この会は、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されている会ですので、委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から貴重な御意見を頂戴する場になりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議題イの「平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況(案)について」、事務局から説明願います。

〈 事務局 渡邊課長 〉

それでは、議題のイ、「平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況(案)について」を御説明いたします。

資料1, 資料2, 資料3-1, 資料3-2を使って説明させていただきます。

今年度最初の会議ですので、はじめに、資料1により、当推進会議のスケジュールと本日の議題であります施策の実施状況の公表までの流れを御説明いたします。

資料1を御覧ください。表の左側の列に当推進会議の開催予定等を記載してございます。

6月ですが、本日、第1回推進会議でございます。7月26日に第2回推進会議を予定しております。年が明けて、2月上旬に第3回推進会議を予定しております。

続きまして、推進会議の主な検討内容でございます。今年度、皆様方に御審議いただきますも

のは、主に2点ございます。1点目は、本日の議題であります、平成28年度第3期計画に基づく施策の実施状況に対する評価でございます。本日御討議いただきまして、後日、委員の皆様方から評価を頂戴いたします。2点目は、平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)の検討をいただきます。

では、主な検討内容のうち、平成28年度第3期計画に基づく施策の実施状況の評価の欄を御覧ください。評価については、のちほど、詳しく御説明いたしますので、簡単なスケジュールを説明させていただきます。

本日の実施状況報告から、県民への実施状況公表までの手順となります。委員の皆様におかれましては、6月23日までに、項目ごとに評価をしていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、事務局まで評価表の提出をお願いいたします。委員から御提出いただいた評価表は、事務局で取りまとめ、会長にお送りし、会長には総評と推進会議全体としての評価(案)を作成させていただきます。

この評価(案)については、7月26日開催予定の2回目の会議において御協議いただき、推進会議としての評価を決定していただきます。その後、知事を本部長とする宮城県食の安全安心対策本部会議を経て、9月に開会されます定例県議会に、推進会議の評価を付して報告し、10月に県民に公表する予定としております。

続きまして、「宮城県食品衛生監視指導計画(案)の検討」でございます。来年2月上旬に予定しております第3回推進会議において御検討いただきます。御検討いただいた計画(案)は、パブリックコメントを経て、3月中に策定、公表いたします。推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては、以上でございます。

続きまして、お手元の資料3-1を御覧ください。「平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況(案)」という表題の資料です。表紙をめくっていただきますと、裏面に目次がございます。ローマ数字のⅡの部分をご覧ください。算用数字の1から3が並んでおります。これらが、食の安全安心の確保に関する基本的な計画の3つの大綱に対応する大分類となっております。これら3つの大綱・大分類には、それぞれ(1)と(2)があり、合計6つの中分類に分かれております。

さらに、中分類を合計13の小分類に分け、45の施策を定めております。それから、ローマ数字のⅣに、施策の実施状況に対する『みやぎ食の安全安心推進会議』の評価とございますが、現時点では空欄となっております。後ほど御説明いたしますが、この推進会議としての評価をいただき、この部分に挿入し完成となるものです。

次に、1ページを御覧ください。こちらは、食の安全安心の確保に関する基本的な計画の第3期の概要です。計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。計画の目的は、食品の安全性及び信頼性を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進することとなっております。施策の大綱としましては、先ほど申し上げたとおり、3つございます。

1つ目は、安全で安心できる食品の供給の確保でありまして、「安全」をキーワードとしております。2つ目は、食の安全安心に係る信頼関係の確立でありまして、「安心」をキーワードとしております。3つ目は、食の安全安心を支える体制の整備でありまして、「協働」をキーワードとしております。

それでは、昨年度実施いたしました、施策の具体的な内容について御説明いたします。資料3

ー2を御覧ください。こちらの概要で御説明いたします。2ページをお開きください。

大綱1点目、安全で安心できる食品の供給の確保のうち、(1)生産及び供給体制の確立のイは、生産者の取組への支援でございます。右の方に枠で囲んでP2とありますのは、資料3-1の該当ページを示しております。

(イ)は施策1ですが、環境にやさしい農業の普及拡大を図るため、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の認証票のデザインをむすび丸に一新し、制度のPRに努めました。

(ロ)は施策2ですが、食の安全に関する生産者の意識を高めるため、農業生産工程管理の研修会を開催しました。

(ハ)は施策3ですが、農薬の適正使用による安全な農産物の生産・供給を行うため、農薬危害防止運動を展開するとともに、農薬の使用者・管理者に対する研修会を開催しました。

(ニ)は施策4ですが、生産から流通までの各段階における牛の個体識別システムを維持するため、生産段階における耳標、個体識別番号の装着徹底を推進しました。以上イ 生産者の取組への支援に関する数値目標は、御覧のとおりとなっております。

次に、ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援でございます。

(イ)は施策5になりますが、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、超過米が生産される恐れのある地域の水稲生産者を対象に水稲栽培水管理ごよみを配付するなど、関係機関と連携して湛水(たんすい)管理の徹底を指導しました。

(ロ)は施策6ですが、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫(こうていえき)等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めました。また、栗原市における高病原性鳥インフルエンザの発生に際しては、国の防疫指針に基づき、防疫措置を行いました。

(ハ)は施策7ですが、食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制の構築に努めながら、貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の結果を共有し、食中毒の未然防止に努めました。また、漁協が自主的に実施するノロウイルスの検査強化の取組を支援するとともに、連携して県民への情報提供を行いました。

次に3ページを御覧ください。ハ 事業者に対する支援でございます。

(イ)は施策8ですが、みやぎ食品衛生自主管理認証制度いわゆるみやぎHACCPの活用に向けた講習会を開催し、理解の醸成に努めました。また、水産事業者には、HACCP導入に向けた意識醸成と実態把握のため、HACCP認定取得についての意向調査を実施しました。

(ロ)は施策9ですが、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店を食材王国みやぎ地産地消推進店として登録する制度の運用等により、外食に対する消費者の信頼性の確保に努めました。

次に、ニ 震災からの復興に向けた支援でございます。

(イ)は施策10ですが、主要県産農産物等を対象に放射性物質濃度を把握し、必要な営農対策などについて助言し、安全確認を行いました。

(ロ)は施策11ですが、東日本大震災により被災した共同利用施設について、国の補助事業等を活用し、復旧整備に対する支援を行いました。

(ハ)は施策12ですが、原木しいたけの出荷制限解除に向けて、県外産の汚染されていない原木等の確保や生産施設の整備、生産資機材の購入等を支援するとともに、生産工程管理の研修会を開催しました。

続きまして、(2)監視指導及び検査の徹底のイは、生産段階における安全性の確保でございます。

(イ)は施策13ですが、農薬取締法に基づき、農薬販売者と農薬使用者を対象に農薬保管管理等について立入検査を実施しました。また、水産事業者を対象に水産用医薬品の適正指導や養殖管理に関する巡回指導を実施しました。

(ロ)は施策14ですが、飼料安全法に基づき、家畜用飼料製造工場、養殖用飼料製造工場等を対象に立入検査と飼料の収去・分析を行いました。また、肥料取締法に基づき、肥料生産業者を対象に立入検査と肥料の収去・分析を行いました。

(ハ)は施策15ですが、薬機法に基づき、動物用医薬品販売業の立入検査と適正使用に関する指導を行いました。

(ニ)は施策16ですが、家きんの高病原性鳥インフルエンザの監視のため、養鶏農場に対して、モニタリング検査等を実施しました。

次に、4ページをお開きください。ロ 流通・販売段階における安全性の確保でございます。

(イ)は施策17ですが、宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対して、監視、指導と規格基準検査を実施しました。また、定期的に食品衛生担当者会議を開催し、情報の共有化を図りました。

(ロ)は施策18ですが、輸入食品、食品の規格基準、食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施しました。

(ハ)は施策19ですが、と畜検査、食鳥検査、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場等の監視指導と収去検査を実施しました。また、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、検査や特定危険部位の除去を徹底しました。

(ニ)は施策20ですが、米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携して立入検査を行いました。

次に、ハ 食品表示の適正化の推進でございます。

(イ)は施策21ですが、食の110番及び食品表示110番を設置し、食品表示法、食品衛生法、健康増進法及び景品表示法に基づき、食品表示の遵守状況等を衛生事項、品質事項、保健事項に関して、それぞれ所管する部署で相談対応、監視指導等を行いました。また、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施しました。

(ロ)は施策22ですが、食品表示ウォッチャーを委嘱して食品表示の状況についてモニタリング調査を実施し、不適正表示の疑義があった事業者に対しては、確認調査を実施して必要な指導を行いました。

(ハ)は施策23ですが、事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか、研修会や説明会等を開催し、適正な食品表示に関する普及啓発を行いました。

以上の施策21から施策23の数値目標を御覧ください。項目として、食品表示適正店舗数の割合というのがございます。この割合は、食品表示ウォッチャーが調査した店舗数に対し、不備が認められなかった店舗数の割合となっております。基準値(平成26年度)として、99.3%と記載しております。これについて、御説明がございまして、資料2食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の17ページをお開きください。中ほどに、数値目標が記載されております。項目として、食品表示適正店舗数の割合がありまして、基準値(平成26年度)として98.4%と記載してあります。先ほどの、資料3-2の基準値99.3%と異なるわけですが、資料2の基準値98.4%に

は、食品表示ウォッチャーから疑義報告がありましたものの、確認調査をしたところ適正であったものが含まれておりませんでした。最終的に適正であったものを算入しないのは正確ではありませんので、毎年度の実施状況におきましては、食品表示適正店舗数の割合の基準値を99.3%として、進行管理を行ってまいりたいと思います。

資料3-2の4ページにお戻りください。下の方に、ニ 食品の放射性物質検査の継続とございます。5ページの上の方を御覧ください。

(イ)は施策24ですが、県産農林畜水産物の放射性物質検査を行い、結果を公表しました。特に、林産物では、原木しいたけと原木なめこで新たな出荷制限・自粛解除が実現しました。一方、大崎市のたけのこ及び村田町の野生きのこについて、新たに国から出荷制限が措置されました。

(ロ)は施策25ですが、県内に流通する牛乳、清涼飲料水、乳児用食品、一般食品について、放射性物質検査を実施し、結果を公表しました。

(ハ)は施策26ですが、学校給食等における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、結果を公表しました。

中ほどに、大綱2点目、食の安全安心に係る信頼関係の確立と記載しております。その(1)情報共有及び相互理解の促進のイは、情報の収集、分析及び公開でございます。

(イ)は施策27ですが、消費者モニターを対象としたアンケートなどを実施しました。また、食に関する情報やイベントの開催について、食材王国みやぎのウェブサイトにて情報提供を行いました。

(ロ)は施策28ですが、食品衛生監視指導の結果を四半期ごとに公表するとともに、自主回収や食中毒の情報について随時公表しました。

次に、6ページをお開きください。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進でございます。

(イ)は施策29ですが、食品工場見学会や生産者との交流会を開催し、生産者と消費者の相互理解を深めたほか、地域の食と農の相談窓口を設置しました。また、学校給食センター等に、県産野菜の一次加工品を供給しました。

(ロ)は施策30ですが、民間企業等と連携した地産地消のPRや食材王国みやぎ伝え人の活動促進、地産地消お弁当コンテスト、水産物の消費拡大に取り組みました。

(ハ)は施策31ですが、第3期宮城県食育推進プランに基づき、みやぎ食育コーディネーターの活動等を支援しました。

次に、ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進でございます。

(イ)は施策32ですが、生産・流通・消費の各段階におけるきめ細かな測定を実施し、測定結果について、放射能情報サイトみやぎ等で公表しました。また、食の安全安心セミナーを開催し、参加者との意見交換を行ったほか、風評被害払しょくのため、安全性に関する正確な情報発信や各種媒体を活用した県産品の広報・PRを実施しました。

(ロ)は施策33ですが、市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公表しました。

(ハ)は施策34ですが、県民が自ら育てた農産物等の測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公表しました。

続きまして、(2)県民参加のイは、県民総参加運動の展開でございます。

(イ)は施策35ですが、各種広報媒体や催事において消費者モニターを広く募集するとともに

に、アンケート調査や研修会等を行いました。

(ロ)は施策36ですが、みやぎ食の安全安心取組宣言の広報・募集を実施したほか、取組宣言者や自主基準の検索・閲覧ができるウェブサイトを運営しました。

(ハ)は施策37ですが、食の安全安心セミナーや地方懇談会等の各種講習会や出前講座を行い、普及啓発と知識向上を図りました。

次に、7ページを御覧ください。ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映でございます。

(イ)は施策38ですが、消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、地方懇談会、食品衛生監視計画へのパブリックコメントなどにより、食の安全安心に関する県民の意見を把握しました。

(ロ)は施策39ですが、食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応しました。

続きまして、大綱3点目、食の安全安心を支える体制の整備の(1)は体制整備及び関係機関等との連携強化でございます。

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進、施策40につきましては、基本計画に基づく平成27年度の施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会への報告と県民への公表を行いました。また、牛海綿状脳症の検査対象の見直しに当たり、同じく対策本部会議を開催しました。

次に、ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応、施策41につきましては、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、食の危機の未然防止に努めました。

また、食の危機管理対応チーム会議を開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアルや個別対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策など、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。

次に、ハ 食の安全に関する調査・研究の充実、施策42につきましては、貝毒リスク管理措置の見直しに向けた研究に参画し、震災後に変化した麻痺性貝毒発生機構の解明に資するデータが得られました。また、ヒスタミンによる食中毒の原因究明等に取り組みました。

次に、8ページをお開きください。ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実、施策43につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物に対する放射性物質の影響を把握するため、県内農地土壌を対象に定点調査を実施しました。また、牧草の放射性物質検査を実施しました。さらに、特用林産物に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な林産物を供給するための試験研究に取り組みました。

次に、ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携、施策44につきましては、国、都道府県、市町村、関係団体等との連携、協働により、施策の推進に努めるとともに、食中毒事件や違反食品、被疑情報に対処しました。

続きまして、(2)みやぎ食の安全安心推進会議、施策45につきましては、会議を3回開催し、基本計画に基づく平成27年度の施策の実施状況について評価していただいたほか、食の安全安心に関する情報交換・意見交換を行いました。以上、基本計画に基づく平成28年度の施策の実施状況について御説明いたしました。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、確認したいことも含めて御質問をお願いします。後で事務局から評価方法については、説明する予定ですが、皆さんに評価をしていただくこととなりますので、平成28年度の実施状況について、こういうところはどうかというところを確認していただければと思います。評価する時に疑問などを解消できますので、御質問をしていただきたいと思います。特に、御自分の専門分野で興味関心があるところなどよろしくお願ひしたいと思います。

〈 加藤委員 〉

時間の関係上、質問を事前に提出させていただきました。特に評価するに当たってお聞きしたいです。まず、GAPですが、普及指導員はどのような方でしょうか。専門部門や人数は足りているのか、報酬はあるのかなど教えていただきたいです。

評価には直接関係はありませんが、第3期計画に入っていますので、2020年のオリンピック・パラリンピック関係で国はGAPを進めています、宮城県としてはどう進めているのでしょうか。人材育成面や関係機関との連携なども併せて教えていただきたいです。農薬管理指導士も同様の質問です。

高病原性鳥インフルエンザに関しては、県民は驚いたと思いますし、県庁職員の方は24時間体制で大変だったと思います。成果は、報告書に記載してありますが、課題と再発防止策を策定しているのか教えていただきたいです。

また、放射性物質の住民持ち込み測定については、検査開始からの5か年間の推移を教えてください。測定件数は、増えているのか減っているのかを知りたいです。その上で、測定器機の借用については、各市町村はどこまで希望しているのでしょうか。

〈 小金澤会長 〉

他の委員の方々も疑問に思っていることもあると思いますので、この場で答えられることはこの場で答えていただきたいと思います。では、お願いします。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

GAPの関係ですが、成果として、資料3-1の2ページに指導員の育成について、研修会受講者19名と記載してあります。全体として県でGAPを指導する職員は、現在、県職員で20名おります。JGAPの指導員になりますので、その認証取得に向けた指導ができる職員ということになります。

指導員の身分ですが、県職員の中に、農業改良普及指導員という現場において農業関係の技術指導を行う職員が約140名おります。そのうち、20名がJGAPの指導ができる職員ということでございます。年齢層については、概ね20代後半から40代の年齢構成になっております。

指導の専門ですが、JGAPの関係になりますと、穀類と青果物の2つになりますが、それについて20名が指導できる体制になっております。

2020年のオリンピック・パラリンピックに関しての県の取組についてですが、国でも食材供給に向けて、第三者認証のGLOBAL.G.A.P.、JGAPの認証を現在3倍に増やす計画を立てておりますが、本県も検討の結果、同じ3倍を目標に増やしていく計画です。

現在、推進体制について、内部で検討しているところで、7月中には、体制を整えてまいりたいと考えています。

関係機関との連携並びに人材育成に関してですが、推進する会議を立ちあげる時に、JAグループとは当然連携を図っていきます。まだ、具体には決めておりませんが、構成の中で県、JAグループ、卸売市場など関係する組織で検討いたしまして、その認証取得者を増やしていきたいと考えているところでございます。

宮城県では、JGAP、GLOBAL.G.A.P.は、12団体が取得しております。うち、GLOBAL.G.A.P.とJGAPを重複して取得している農業法人もございますので、実質11団体となります。今年度、国の補助事業を利用し、既に4法人ほど、認証に向けて動いております。今後、農業法人、農業協同組合の生産部会等を対象に指導、支援をしてまいりたいと考えております。

続いて、農薬管理指導士についてですが、資料3-1の63ページに用語説明として、農薬管理指導士について簡単に説明してございます。

具体的には、農業協同組合の営農指導員、農薬販売店の販売員、ゴルフ場の芝管理者などです。年代については、幅広く、集計はとっておりませんので不明です。専門性はなく、穀類、野菜、果樹など基本的にはすべてで、「薬」というくくりの中で指導していただく業務になっております。GAP同様、報酬はございませんので、取得した方で動いていただいております。

〈 小金澤会長 〉

GAPについて、20名の指導員ということですが、何をやる指導員ですか。審査員ではありませんので、何をどこまで指導することを意味していますか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

指導と言っても幅広く、具体には、JGAPの指導員という位置付けになっておりますので、その制度に伴ってチェックする項目や取得するために必要な技術、施設等に関して、認証取得者の相談を受けているということでございます。

〈 小金澤会長 〉

もうひとつ質問です。オリンピック・パラリンピック関係で、GLOBAL.G.A.P.、JGAPの取得を推進していくのはわかりますが、一方で、農林水産省GAPなど行政GAPを出していて、それで当面はしのぐという考え方も出ています。他県では、千葉県のように県GAPを農林水産省GAPまで引き上げる動きもかなり出てきていますが、宮城県も同じような考え方なのでしょうか。みやぎGAPを農林水産省GAPまで引き上げるという考え方でしょうか。

指導員を20名育成したといっても、他県と比べてどうかということも、ものによっては他県との関係も必要になってくることもあるかもしれません。分かればお願いします。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

東北全体としては、GLOBAL.G.A.P.、JGAPとも取得は少ない状況です。GLOBAL.G.A.P.は東北で約20団体しか取得しておりません。JGAPは、39団体で併せて59団体となり、うち、12団体が宮城県ですので、第三者認証取得については東北の中では、多い方ではないかと思われま

県としては、国に準拠したGAPに既に改定はしておりますが、県独自でオリンピック・パラリンピック用にそれを進めることはしない予定で、はじめから、第3者認証のGLOBAL.G.A.P., JGAPの取得を目標に推進していく方向です。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。他にございませんか。

〈 氏家(幸)委員 〉

GAPがなかなか広がらないのは高額な審査費用と聞いております。毎年、GLOBAL.G.A.P.審査に20万から50万、JGAPでも10万から15万が必要ときいております。次の年も同じ金額がかかるのでしょうか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

基本的には、おっしゃるとおりです。更新ではなくても、毎年経費は発生します。

〈 氏家(幸)委員 〉

その経費に対する補助などはありますか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

補助につきましては、農林水産省で、平成28年度補正予算で認証取得に関する経費に対する補助事業をおこしており、本県もその事業を活用しております。県内では、4法人が事業を活用しております。オリンピック・パラリンピックの食材供給に向けて、国は、ここ数年は補助事業を継続するものと思っておりますので、最大限、国の制度を活用して、認証取得の経費を支援していきたいと考えております。

なお、希望が多くなると国の制度だけでは足りなくなるおそれもありますので、県独自の施策も検討中です。

〈 氏家(幸)委員 〉

初年度だけではなく、次年度以降も毎年、継続的に補助が活用できますか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

国は、初年度の認証のみの補助になります。次年度以降は、基本的には自前となりますが、そちらについては、県の単独事業等を起こせないか検討しているところです。

〈 氏家(幸)委員 〉

どうしてこんなに認証費用が高いのでしょうか。指導は無料だと聞いておりますが、認証に50万かかるとなると相当な覚悟がないとできないのではないかと思います。やはり、大きな経営体でないと踏み込めないのではないですか。そのような大規模農業経営に変わっていくように暗に含んでいるように思いました。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。他にございませんか。

〈 田澤委員 〉

GAP取得は、大きな農業団体が増えていくということですが、個人的に取得した方は、何かメリットがあるのでしょうか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

取得したことで、農産物が高く売れるなどのメリットは、まだ不明です。ただ、大手流通業者は、将来的には販売するものは、GAP取得を標準にしたいと考えているところもございます。

一方で、取得する側の農業者に関しては、当然、食の安全安心という観点で生産工程管理をすることを目的に取得しておりますので、農薬や肥料の使用管理、記録をしておりますが、併せて、労務管理がチェック項目に含まれているため、それを活用しております。

津波被災のあった沿岸部では、多くの法人が立ち上がっており、会社設立間もないところが多いのですが、労務管理等は、会社経営を発展させるための良い手法であると理解し、GAPを活用しているところもございます。

〈 田澤委員 〉

ぜひ、補助金を多くしていただければ、広がるのではないかと思います。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。他にございませんか。

〈 氏家(直)委員 〉

先ほどの個人的な小さな農家がJGAPを取得するメリットは何かという質問ですが、私は、日本ならではの個人経営の農業者ですので、実際に毎年、それだけのお金を払ってまで取得したいとは思わないですし、経費が高すぎて、取得はできないのが現状です。

逆に、最近では、生産者と消費者の交流事業や直売所においては、別な周知の方法等で、この人から野菜を買いたいという御指名買いの形が、個人経営では、増えてきています。

オリンピック・パラリンピックがあるからという話がありますが、GAPは、小さな経営者では、なかなか個人的に取得できるものではないなと思います。日本古来の個人経営している農家の私としては、個人経営の農家は、みな同じように思っていると思います。

個人経営者としては、生産者と消費者が別々な形で理解できるよう、消費者の方には野菜を見る目を、また生産者としては、お客さんとの交流を今後とも図っていきたくと思っています。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。今の点でひとつだけ言いますと、宮城県は一番早く県GAPを策定した県でした。県GAPを軸にしながら、そういう個人農家もスキルをあげて、最終的にはJGAPに発展するために、みやぎGAPを推進しておりました。

途中から、みやぎGAPを大事にしなくなったのですが、それはどうしてでしょうか。さきほどの話

を聞いていますと、第3者認証のGLOBAL.G.A.P.やJGAPを優先して、そちらでいきたいと聞こえます。

今まで、みやぎGAPをもっていて、オリンピック・パラリンピックにも一応対応できるようにしてある訳ですが、第3者認証を優先しているような気がします。オリンピック・パラリンピック用でなく、きちんと生産工程管理ができる生産者を育てていく意味で、みやぎGAPが始まったはずですが、それを深めていき、ある程度の水準まで達成すれば、GLOBAL.G.A.P.やJGAPに切り替えて、宮城県にいる20人の指導員によって指導されて、GAPが推進されるという方が素直な気がするのですが、その辺が理解できません。

小さい農家も含めて、どういった対応をしていくのかという課題が残っています。大きな法人なら取得できますけれども、それ以外はいいいというふうに聞こえてきます。

〈 西川委員 〉

HACCPの件で、HACCPは今義務化に向かっていますが、自治体HACCPはどのようになっていくのでしょうか。また、この報告の中で、HACCP研修会への参加施設が、まだ66施設と伸び悩んでいるのは、国の方針をにらんでいるからこういう状況にあるのでしょうか。

〈 事務局 渡邊課長 〉

今後のHACCPの法制化に合わせた対応という話だと思いますが、厚生労働省においては、今、次期通常国会の来年の1月以降に法案を提出すべく、検討しております。内容はまだ分かっていませんが、A基準、B基準がありまして、A基準はフルスペックの基準、B基準は一般衛生管理に近い、2本立てというここまでは分かっております。

色々な都道府県、政令市において、自治体認証を持っており、皆さん、同じだと思いますが、制度の内容が分かっておりませんので、内容が明らかになった時点で検討していくことになると思います。その際には、みやぎ食の安全安心推進会議の委員の皆さまの御意見が必要になると思います。よろしくをお願いします。

HACCP研修会への参加施設の伸び悩みについてですが、みやぎHACCPは、30の施設が認証されています。また、相談が20施設程度と、徐々に増えており、関心はあると感じております。むしろ、研修の機会が少ないということもあったかと思っておりますので、今年度は、研修会の回数を増やしてはどうかと考えております。いずれにしても、多くの方に参加していただきたいと思っております。

〈 加藤委員 〉

関連して、みやぎ生活協同組合連合会が事務局となり消費者団体を作っておりますが、昨年度、食と暮らしの安全推進課の担当の方に、宮城県の食の安全安心について、講義していただきました。その中で、みやぎHACCPについても説明いただきました。

消費者団体なのですが、構成団体にみやぎ生活協同組合とあいコープみやぎも構成員ですので、消費者と事業者とで一緒にお話を聞く機会がありました。いい効果が生まれたのは、みやぎ生活協同組合で取得しているHACCPを直接、利用者に伝えられたことです。また、事業者として、みやぎ生活協同組合は水で認証を受けておりましたが、HACCP認証をワンランクステップアップすることにつながったという報告も受けました。

前から思っておりましたが、事業者だけに研修会をするよりも、事業者も消費者も一緒になって聞いてもらうようにした方が良いと思います。事業者がいかに色々なことに取り組んで、食の安全に取り組んでいるのかを消費者も交えて聞いてもらわないと広がりにはかけると思います。是非とも県の方でも御検討いただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

次、お願いします。

〈 氏家(幸)委員 〉

私は、HACCP研修会の参加施設が、66施設というのはかなり低いなと思っております。先ほど、意向調査もしていると同じでしたが、どのような結果だったのでしょうか。

また、みやぎHACCPを取得したところからは、ハードルが高いと聞いています。学校給食工場などは、HACCPの考え方を基にした衛生管理を行っているはずなのですが、認証取得までいっていません。取得までいくためには、従業員やパート職員が変わったら、その都度、研修会を行うなどそういう細かい項目をきちんと実施しないとHACCP取得ができないということで、結構、ハードルが高く、仙台HACCPより、みやぎHACCPの方が厳格だと聞いております。そういうところから、対象者の方がどんな意向があるのか、教えて欲しいです。

〈 小金澤会長 〉

他にございませんか。

〈 事務局 渡邊課長 〉

みやぎHACCPを取得するための相談は約20社おります。

意向調査は、水産業者への意向調査の件でよろしいでしょうか。

〈 水産業振興課 長谷川副参事 〉

水産業者への意向調査の件ですが、輸出を見据えて、対米HACCP、対EUHACCPの取得に関する意向を聞き取りしました。

水産HACCPの振興を図っていこうということで、昨年、85社にアンケートを送付し、43社から回答を得ました。そのうち、17社から3年かけてHACCPを導入したいという回答を得ております。今年度から、予算化をしまして、対米HACCPを取得したい業者に対して、その費用を補助する新規事業を始めました。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。よろしいですか。

〈 農林水産部 小島次長(技術担当) 〉

さきほど、GAPの話がでましたが、GAPについては色々な段階がありますが、取得自体は農産物の安全性を確保することに役立つ手段として有効だと思っております。

県としては、GAPの導入は非常に大切だと思っており、ベースは、生産工程管理のすそ野を

広げることです。

取得に向けて農業協同組合などの農業団体と連携しておりますが、すそ野を広げながら、第3者認証の取得希望者には、補助を活用しながら、支援をしていきたいと思っております。

なお、現在20名いる指導員を今年度も増やす計画になっています。

また、生産工程管理の現場での丁寧な指導が大切であり、県としては、第3者認証取得希望者だけではなく、指導支援をしております。

〈 小金澤会長 〉

みやぎGAPを含めて支援していくということでしょうか。

〈 農林水産部 小島次長(技術担当) 〉

そうです。その実践がないとステップアップもできません。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。次に、どのように評価するか、評価の仕方についてです。

議題口の「平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について」、事務局から説明願います。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について、資料4で御説明します。委員の皆様には、平成28年度の施策の実施状況の評価をしていただきます。基本計画の施策を総合的に推進するため、実施状況の評価いただき、来年度計画や今年度の実施内容に反映させていくことが目的です。

それでは、評価の方法について御説明します。資料4の1ページを御覧ください。まず、1の評価の区分ですが、評価は小分類の18の区分ごとに評価していただきます。その18の区分でございしますが、2ページを御覧ください。評価いただく第3期基本計画は、先ほど課長が説明したとおり、3つの大分類から構成されております。

一つ目が、安全で安心できる食品の供給の確保で、安全に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類として8区分ございます。二つ目が、食の安全安心に係る信頼関係の確立で、安心に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類が5区分ございます。三つ目が、食の安全安心を支える体制の整備で、協働に関する施策です。中分類が2つあり、小分類は5区分ございます。したがって、小分類は、併せて18区分となります。

1ページにお戻り下さい。例について、御説明します。1の安全で安心できる食品の供給の確保が大分類、その下の(1)の生産及び供給体制の確立が中分類、表中上段の口の安全安心な農水産物生産環境づくり支援、これが小分類となります。その下に(イ)から(ハ)までありますが、これが施策となります。評価は、小分類ごとに行っていただきますので、この(イ)、(ロ)、(ハ)までの施策が小分類で、評価の区分となります。

ここで、資料3-1の施策の実施状況(案)を御覧ください。資料3-1の5ページをお開きください。評価の区分である小分類について、改めて御説明します。

5ページの小分類のロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援の中に(イ)から(ハ)があり、その施策ごとに、実施状況と成果を記載してあります。例えば、5ページ上段の(イ) 土壌環境の適正化の推進(施策5)ですが、具体的な実施状況を記載し、その下に主な成果を記載してあります。同様に(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底(施策6)も実施状況のあとに成果を記載してあります。

6ページをお開きください。中段に小分類ごとの主な数値目標の実績があり、その下に主な関連事業一覧を記載してあります。

なお、主な数値目標は、施策一つ一つに対応して設定している訳ではございませんので、評価の際は、主な数値目標のみならず、各施策の実施状況や成果等も含めて、総合的に評価下さいますようお願いいたします。

さらに、資料3-1の42ページを御覧いただきますと、Ⅲ実績数値総括表がございますので、評価の際には、こちらも参考にしてください。

では、資料4の1ページにお戻りください。2の施策の達成度について、御説明します。(1)の各委員による評価は、小分類ごとにABCの3段階で評価していただきます。ABCの3段階とは、Aが達成している、Bが概ね達成している、Cが達成していないとなります。評価の視点としては、「進捗状況」どれくらい位進んでいるか、「連携状況」関係各課・機関と連携し進めているかどうか、それと「協働状況」生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうか、これらによって判断していただきますが、どこに重点を置いて評価するかは、委員の皆様の御判断でかまいません。

3ページを御覧ください。3ページから9ページが、実際に提出していただく評価表の記入例になります。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左にページとありますが、これは、資料3-1の施策の実施状況(案)のページに対応しております。

1ページにお戻り下さい。(2)の会長による総評ですが、会長には、委員の個別評価を踏まえ、推進会議の評価案を取りまとめていただきます。

3の意見・提言についてですが、達成度のほか、施策の実施状況についての御意見や御提言を小分類ごとに記入してください。いただいた御意見等は、計画等に反映させる予定です。

次に、今後のスケジュールについて、簡単に御説明します。委員の皆様には、評価期間が大変短くて恐縮ですが、お手元に配布しております封筒に評価表を同封しておりますので、それに評価を記載し、6月23日(金)までに事務局あて報告くださいますようお願いいたします。

皆様の評価表を基に、会長に推進会議としての評価案を作成していただきます。次回、7月26日開催の第2回推進会議に推進会議としての評価案をお諮りし、宮城県食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして、県議会での報告となります。

御不明な点などがありましたら、事務局にお問い合わせをお願いいたします。以上で、説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。記入例として資料4がございますので、それを参考に達成度を評価してください。自分の意見をABCで評価していただきたいと思います。最後に、昨年度の評価を参考として付けてあります。

なお、自分の得意分野は分かるけれども他の分野が分からないという方が毎年いらっしゃいま

すが、それなりに対応していただいで結構です。自分の立場で自分の意見を述べていただけま
すとこれだけのメンバーが揃っていますので、最後にまとめるのにばらつきなく評価できます。

何か、御質問はございませんか。いいですか。6月23日までと大変短い評価期間で申し訳あり
ませんが、よろしくお願いいたします。

では、次にまいります。議題のハ、「平成29年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画
(第3期)年度計画(案)について」、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局 渡邊課長 〉

それでは、議題のハ、平成29年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)年度
計画(案)について御説明いたします。資料5を御覧ください。こちらの資料では、基本計画の施
策ごとに、今年度実施する主な関連事業の概要を記載しております。

一番左側の列に、基本計画の大分類・中分類・小分類の数字とカタカナ、その右側に施策番
号、施策項目、所管部署の略称を記載しております。

この略称につきましては、資料3-1、平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計
画(第3期)に基づく施策の実施状況の41ページに記載している凡例と同じものとなっております。
略称の右側に、事業名、その事業全体の事業費、事業概要を記載しております。一番右側の
列には、昨年度、平成27年度の実施状況について、委員の皆様にご評価していただいた際に頂
戴した御意見の反映について記載しております。

今年度実施する事業には、昨年度に引き続き実施するものも多くございますので、主要なもの
の概略のみ説明いたします。

まず、施策1から施策4までは、大綱の1点目、安全で安心できる食品の供給の確保のうち、生
産者の取組への支援に関する施策でございます。

委員の皆様から昨年度いただいた御意見に対応しまして、施策1の環境にやさしい農業定着
促進事業におきましては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の活用を農地所有適
格法人に働きかけてまいります。

次に、施策5から施策7までの安全安心な農水産物生産環境づくり支援に関する施策につつま
しては、カドミウム対策のほか、家畜伝染病予防事業、2ページをお開きいただきまして、家畜衛
生対策事業、有用貝類毒化監視・販売対策事業などを継続して実施してまいります。

施策8、施策9は、事業者に対する支援に関する施策となりますが、HACCP定着事業におき
ましては、評価結果を踏まえて、消費者の理解が促進できるよう工夫してまいりたいと考えており
ます。また、水産HACCPの導入支援に取り組んでまいります。

施策10から施策12までの震災等からの復興に向けた支援に関する施策につきましては、3ペ
ージにかけて記載しているとおり、農産物・林産物の放射性物質対策、水産業共同利用施設復
旧整備事業を実施してまいります。引き続き、3ページを御覧ください。

施策13から施策16までの生産段階における安全性の確保に関する施策につきましては、農
薬取締法に基づく立入検査、養殖での医薬品の適切な使用の指導、肥料・飼料関連事業者へ
の立入検査・収去検査、高病原性鳥インフルエンザのモニタリングなどに取り組んでまいります。

4ページをお開きください。施策17から施策20までの流通・販売段階における安全性の確保
に関する施策につきましては、食品営業施設の監視指導事業や米トレーサビリティ法に基づく農
産物検査事業など、5ページにかけて記載している各種の事業を実施してまいります。

5ページの下の方にあります施策21から施策23までの食品表示の適正化に関する施策につきましては、食の110番や食品営業施設の監視指導事業、食品表示ウォッチャーによる食品表示適正化事業などを実施してまいります。

なお、食品表示ウォッチャー事業につきましては、評価結果を踏まえて、研修の充実等により、調査精度の向上に努めてまいります。

6ページをお開きください。6ページの下の方に記載している施策24から施策26までの食品の放射性物質検査に関する施策につきましては、7ページにかけて記載しているとおり、農林水産畜産物、流通食品等の検査を継続して実施し、わかりやすい公表に努めてまいります。

7ページの下の方にあります施策27からは、大綱の2点目、食の安全安心に係る信頼関係の確立に関する施策でございます。

施策27、施策28は情報の収集、分析及び公開に関する施策ですが、施策27につきましては、消費者モニターアンケートにおきまして、アンケート項目を追加して、県の情報提供に対する評価の理由も把握したいと考えております。これは、評価結果を受けてのこととなりますが、このことについては、資料6-1により、次の報告事項として、別途説明いたします。

8ページをお開きください。施策29から施策31までの、生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進に関する施策につきましては、県産食材の利用推進と食育・地産地消に一層取り組んでまいります。

9ページの下の方にあります施策32から施策34までの、放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進につきましては、リスクコミュニケーションの充実に向けて、県産品の安全性のPRと放射能情報サイトみやぎによる情報提供やセミナーの開催に取り組んでまいります。

10ページをお開きください。

施策35から施策37までの県民総参加運動の展開に関する施策につきましては、評価結果を踏まえて、消費者モニターやみやぎ食の安全安心取組宣言者の登録の拡大など、県民の皆様に広く参加していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

施策38から施策39の県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映につきましても、広く県民参加を求め、幅広い意見が得られるよう努めてまいります。

11ページを御覧ください。

施策40からの大綱3点目、食の安全安心を支える体制の整備に関する施策につきましては、食の安全安心対策本部会議、食の危機管理対応チームの定例会議による情報共有・危機対応を行うとともに、国・市町村との連携に努めてまいります。

平成29年度の事業計画につきましては、以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今の点について、何か御質問ありませんか。

この内容で施策を実施していただき、来年度、委員の皆さんに評価していただくこととなります。特になければ、予算的措置や内容も出されておりますので、平成29年度の計画を進めていただきたいと思います。

では、何もなければ、次に、報告事項になります。報告イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動につきましては、平成29年度の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

報告事項のイ みやぎ食の安全安心県民総参加運動につきまして、平成29年度の進捗状況を御報告いたします。資料6-1を御覧ください。

まず、食品表示ウォッチャーにつきましては、消費者モニターの中から100名を委嘱しまして、5月10日に業務の説明と食品の表示の研修を行いました。

6月から12月までの7か月間、1人当たり毎月2店舗を調査し、延べ1,400店舗を調査いたします。ウォッチャーからは、毎月、報告をいただきますが、疑義情報等があった場合には、国・市町村と分担・連携して調査・指導を行います。

次に、研修会・講習会につきましては、食の安全安心セミナーを3回、モニター研修会を1回、開催する予定としております。

食の安全安心基礎講座とモニターだよりにつきましては、年3回発行する予定としているモニターだよりにおきまして、食の安全安心基礎講座を掲載する予定としております。

地方懇談会につきましては、各地方振興事務所と保健所に開催を依頼したところでありまして、順次、開催される見込みとなっております。

生産者との交流会、食品工場見学会につきましては、大型バス1台で40名程度、11月頃に2回、開催する予定としております。

モニター制度の広報につきましては、昨年度は広報媒体や集客行事等で広報活動を展開したことなどにより、97人の新規登録がありました。そのうち、30代以下は15人でありました。今年度も広報活動を展開してまいります。

アンケート調査につきましては、6月下旬にモニターあて依頼する予定としております。アンケートの内容につきましては、後ほど御説明いたします。

ページをめくっていただいて、裏面を御覧ください。取組宣言事業の広報につきましては、ラジオ放送などの広報媒体や集客行事での広報に努め、一層の普及・推進を図ってまいります。

みやぎまるごとフェスティバルにおきましては、県民総参加運動のブースを設置するとともに、取組宣言者から希望者を募り、出展することにより、取組宣言事業の広報を行う予定としております。

最後に、取組宣言の登録状況を取りまとめておりますが、昨年度1年間で102者の新規登録があった一方、廃業等に伴う抹消が78者ありましたので、3月末で、2,972者となっております。

次のページを御覧ください。平成29年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートという表題の資料がございます。今年度も大きく2つのテーマ、食と放射性物質と食の安全安心でアンケートを実施する予定です。経年変化を確認するため、設問内容は昨年度と概ね同様としておりますが、一部変更しているところがございます。

3ページをお開きください。問7の選択肢の4番ですが、昨年度は、単に、気にしていないとしておりましたが、確認しているか、いないかを答えていただく設問ですので、気にしていないので、確認していないと変更しております。

4ページをお開きください。問11ですが、昨年度は、基準値以下であっても検出されていれば食べない。という選択肢がありましたが、不検出なら食べる。という選択肢との差が不明確ですので、基準値以下であっても検出されていれば食べない。という選択肢は削除しました。

9ページをお開きください。昨年度の間24を問25に移動しまして、問24を新しい設問にしております。新しい問24では、平成27年度の施策の実施状況の評価において頂戴した御意見に対

応しまして、県からの情報提供が十分か、十分でないかという問23の回答理由を書いていた
き、分析したいと思います。

なお、昨年度の間25は、食の安全安心に関して、「どのような情報収集、あるいは活動等を行
っていますか。」という設問でありました。平成27年度と昨年度の2回にわたり同じ設問としまし
たが、2か年で同様の傾向を把握することができましたので、設問が増えることによる回答者への負
担を避けるためにも、割愛することといたします。

資料6-2につきましては、昨年の第2回の推進会議で御報告しているものですが、参考とし
て、お配りしております。以上、御報告を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今のところで御質問はありませんか。

〈 加藤委員 〉

消費者モニターで、属性、年代別以外に新規なのか、継続なのかも分かればいいかなと思
います。継続が多くなるとそれだけたぶん平均年齢も高くなるのではないかと思います。担当部局
で拾い上げられるのであればいいのですが、せっかくアンケートをとるのであれば、新規なのか、
継続なのかは聞いた方がいいと思います。みやぎ生活協同組合では、アンケート調査する時は、
必ず、新規か継続かという設問を入れておりますので、そういうのがあると傾向が分かると思
います。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

検討させていただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

その他、ありませんか。

〈 氏家(直)委員 〉

消費者モニターアンケートの年代別内訳についてですが、10代はもちろん少ないですが、20
代、30代もやっぱり少ない状況です。私は、この世代に入りますが、近い世代がどのようなこと
を考えているのかということをごいうものから読み取るのは難しい状況です。大学の先生方もいら
っしゃいますので、産学官で学生さんにアンケートをお願いできるものなのでしょうか。

〈 小金澤会長 〉

普通のアンケートであればいいのですが、これは、消費者モニターアンケートですので、ある程
度、食の安全安心に興味や知識がある方を対象に行っているものです。ですから、一般の若い
人がどこまでできるのかなとは思いますが、例えば、栄養士を目指す学生を対象にした場合など
は可能かもしれません。関係するところ含めて、これから検討していただければと思います。

それから、若い世代がモニターに参加するためにはどうしたらいいのか、特に、子育ての世代
の方々は関心があるはずですので、そういった目的を持った方にアンケートをとればいいのか
もしれません。生協でも、若いお母さん達の集まりがあるのであれば、声がけをして欲しいです。

そういった働きかけをしていかなないと消費者モニターの高齢化現象が止まらないと思います。

確認ですが、取組宣言者は、102者の新規登録の一方、78者の抹消があり、2,972者というのですが、今の新しいむすび丸の取組宣言のロゴマークに切り替えてあるのでしょうか。お店によっては古いロゴマークのものもあったかと思います。更新されていますか。そのあたりの対策はどうしていますか。

〈 事務局 渡邊課長 〉

平成29年3月末現在で、1,785者の方が新しいむすび丸のロゴマークに切り替えております。60.1%と約6割となっております。今後とも、働きかけを進めてまいります。

〈 小金澤会長 〉

まだ、変わっていないということですね。辞める辞めないもあるかと思いますが、切り替えることに意味があることを訴えていただきたいです。お客さんは見ている方もいらっしゃいますので、新しいロゴマークに更新していただきたいです。

その他、よろしいでしょうか。では、次に、報告事項口の食品に係る放射性物質検査の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

それでは、平成29年4月の1か月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果について、簡単に御報告いたします。資料7で、御説明いたします。

県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために宮城県放射線・放射能測定実施計画を定めております。

これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。

なお、国では、ガイドラインである「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を3月に見直いたしました。県といたしましては、今年度も今までどおり、検査を実施することとしております。

では、4月末日までの検査結果について、御報告いたします。出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類の農産物は104点、牛肉は、2,416点、豚・めん山羊などは、1点、海産魚種、内水面魚種などの水産物は、196点、きのこ・山菜類などの林産物は、190点、合計2,907点の検査を実施いたしました。うち、基準値を超過した品目はございませんでした。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、16点検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食で使用する食材ですが、4月はまだ検査を実施しておりません。

続いて、住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものですが、測定点数は、176点で、うち6点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目は、林産物のシイタケ、コシアブラなどです。

なお、本日、御報告いたしました検査結果は、4月の一か月間の検査結果をとりまとめたものですので、5月の結果はまだ反映されておられません。

4月末日までに、出荷制限指示の解除を受けた品目はございませんが、平成24年4月27日付けで国から出荷制限指示を受けた大崎市の野生のクサソテツ、いわゆるコゴミが、平成29年5月23日付けで、出荷制限指示が解除され、生産出荷が再開されております。

検査結果などは、放射能情報サイトみやぎで、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

〈 小金澤会長 〉

報告事項のハの桃浦かき生産者合同会社に対する調査結果について、事務局より説明願います。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

報告事項のハ 桃浦かき生産者合同会社に対する調査結果について、御報告いたします。

資料8を御覧ください。この調査は、桃浦かき生産者合同会社が、他地区のカキを入荷し、販売していたと、3月17日に新聞報道があったのを受け、事実関係と食品表示に関する法律違反の有無等を確認するため実施いたしました。

調査は、3日間、石巻市桃浦にあります同社におきまして、環境生活部の食と暮らしの安全推進課、農林水産部の水産業振興課、石巻保健所、石巻市が行いました。

調査年度は、平成25年度から平成28年度までを対象とし、調査項目としましては、カキ製造、出荷及び加工に係る台帳の確認、販売アイテム、表示内容及びパッケージの確認、食品営業許可施設等について確認を行いました。

次に、調査の結果ですが、平成26年度と平成27年度には、隣接する侍浜のカキを購入し、そのほとんどを生食用として出荷しておりました。平成28年度には、松島湾のカキを購入し、全て加熱用として出荷しておりました。

次に、食品表示法及び景品表示法について検討した結果でございます。まず、食品表示法ですが、加熱用につきましては、食品表示基準に則した原産地名である「宮城県産」と表示しておりますが、違法性は認められませんでした。

また、生食用につきましては、平成26年度と平成27年度に侍浜のカキを併用した際、商品名「桃浦かき」との表示で販売していた事実が認められましたが、食品表示基準に則した採取水域である「荻浜湾」と表示しており、違法性は認められませんでした。裏面をお開きください。

次に、不当景品類及び不当表示防止法、いわゆる景品表示法に関して検討した結果でございます。隣接する侍浜のカキを併用した際、容器包装に「桃浦かき」と表示して販売していた事実が認められましたが、一般消費者に著しく優良と誤認される表示、いわゆる優良誤認表示とは認められず、違法性は認められませんでした。

また、広告物につきましても、景品表示法により優良誤認表示が禁止されますが、過去の店頭広告物を確認しましたところ、優良誤認表示は認められませんでした。

以上が調査の結果ではございますが、「桃浦かき」におきまして、ブランド意識に欠けた事例が確認されたことは事実でありまして、県としても残念であります。食品を提供・製造する事業者は、消費者の信頼を得られるよう、商品を提供し続けることが、何よりも大切であると考えております。

したがいまして、県としまして、今回の結果を重く受け止め、桃浦かき生産者合同会社に対し、改めてブランド管理の徹底を図り、消費者の信頼に応えるよう強く要請いたしました。また、同社に対し、定期的な調査・指導を実施してまいります。以上、御報告を終わります。

〈 小金澤会長 〉

報告事項の二の高病原性鳥インフルエンザの発生について、事務局より説明願います。

〈 畜産課 及川技術副参事 〉

資料9を御覧ください。1の発生ですが、栗原市の養鶏場から平成29年3月23日に異状鶏の通報があり、翌24日に遺伝子検査を行い、疑似患畜と判定されました。これを受けまして、ただちに知事を本部長とする対策本部会議を招集し、2の防疫措置内容(殺処分、埋却・消毒など)に着手いたしました。同時に自衛隊に対して、災害派遣要請をいたしました。

本県での発生は初めてで、さらに22万羽と大規模な農場ということも重なり、殺処分に使用する資材の調達や作業が難航することもありましたが、自衛隊や建設業協会などの事業者にも御協力いただいた結果、(1)の殺処分、(2)の埋却・消毒、(3)の清掃・消毒までの作業を、3月27日午前2時5分に完了いたしました。県職員、自衛隊、他県応援職員延べ3,600人が従事し、ウイルスの封じ込めができました。

その後、周辺農場の経過観察で、異状が観察されませんでしたので、防疫措置が完了した3月27日から21日を経過した4月18日に移動制限区域を解除しました。

課題として、県内初めてで、22万羽と大規模農場での発生であったことから、一時的に防疫措置に使用する資材調達が作業に追いつかないことがありました。また、8時間ごと3クールで作業員を交替しましたが、引き継ぎが十分でなかった等課題はいろいろありました。従事した職員を対象にアンケート調査を行い、この結果は、マニュアルの見直しに反映いたします。

再発防止策として、発生農場はウインドレス鶏舎でしたが、野生動物が侵入できるすき間があったことが確認されています。来シーズンに備え、6～9月に100羽以上飼養する143戸全戸を対象に立入調査を行います。従来の方法は、鶏舎の外側からの目視確認でしたが、経営者の協力を得ながら、鶏の入れ替え時期を利用し、可能な限り内部から確認することとしています。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

次に、報告事項のホの登米市(石越町)におけるカドミウム基準値超過米の発生について、事務局より説明願います。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

登米市(石越町)におけるカドミウム基準値超過米の発生について、報告いたします。資料10を御覧ください。資料に沿って説明いたします。概要ですが、みやぎ登米農業協同組合(以下、「JAみやぎ登米」という。)が米の販売業者に出荷した平成28年産米のフレキシブルコンテナバック(以下、「フレコン」という。)2袋のうち、1袋からカドミウム基準値超過米が確認されたため、JAみやぎ登米は全量を回収し、流通させないよう隔離しました。

回収した米は、登米市石越町の特定のほ場で生産されたものであり、回収した米を県が分析し

た結果、2袋とも基準値超過、最大で0.55ppmを確認いたしました。

一方で、当該生産者がこのほ場以外で生産した米については、基準値超過は確認されませんでした。

経過でございますが、平成29年3月31日に、登米市から「販売業者の自主検査で超過米が確認されたため、JAみやぎ登米が全量を回収しました。」との情報提供を受けました。

その後、県の出先機関である東部地方振興事務所登米地域事務所が調査したところ、3月17日にJAみやぎ登米が販売業者に出荷した平成28年産のフレコン2袋について、販売業者の自主検査で基準値超過が確認されたことから、JAみやぎ登米が3月23日に回収したものでした。

4月7日に、県は、超過米が特定のおほ場で生産されたこと、及びこの生産者が超過米の生産おほ場以外で生産した米がフレコン10袋あることを確認いたしました。

4月17日に、県では古川農業試験場において、カドミウム含有量を分析した結果、JAみやぎ登米が回収した米のフレコン2袋で基準値超過米を確認しました。なお、当該生産者がこのおほ場以外で生産した米のうち保管中であつた7袋については、基準値超過は確認されませんでした。

今後の県の対応ですが、超過米については、焼却処分するよう指導しております。また、29年産米の生産対策といたしまして、超過米の発生を防止するため、登米市とも連携してカドミウム吸収抑制のための水管理を徹底していただくようお願いしているところです。

〈 小金澤会長 〉

この件について、何かございますか。よろしいでしょうか。

その他として、何かありますでしょうか。

〈 事務局 〉

特にございません。

〈 小金澤会長 〉

その他もないということです。資料11につきましては、資料配布のみということですので、後で御覧下さい。

皆さんの御協力で時間内に終わることができました。これで、本日の議事の一切を終了いたします。

委員は、報告までの時間が短いのですが、6月23日まで評価をよろしく願いいたします。では、司会をお返しいたします。

〈 事務局 中村副参事 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。

次回の開催は、7月26日水曜日、午後2時からとなります。おって開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。